

犯罪収益移転防止法に基づく「取引時確認」

当社は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、一定の保険取引を行う際に、取引時確認（お客様の氏名、住所、生年月日等の本人特定事項、取引目的、職業等を確認させていただく手続き）を行っています。

取引確認にご協力いただけない場合には、取引をお断りすることがありますので、ご注意ください。

1、取引時確認が必要となる取引

当社では、お客様が以下の取引を行う場合、取引時確認が必要となります。

- ・解約返戻金等の受取
- ・契約者の変更
- ・マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引
- ・同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引 等

2、取引時確認方法

取引時確認における確認事項やお客様にご用意いただくものは、以下の通りです。ご不明点などがございましたら、当社までご連絡ください。

確認事項		ご用意いただくもの（原本が必要です）※1
個人のお客様※2	本人特定事項 （氏名・住所・生年月日）	○顔写真付きの本人確認書類をお持ちの方 顔写真付きの本人確認書類1点 （運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等） ○顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない方 1、①から2点 2、①から1点 + ②から1点、または、③から1点の計2点 ①各種健康保険証、年金手帳、印鑑登録証明書 等 ②戸籍謄本・抄本、住民票、住民票記載事項証明書 等 ③補完書類※3
	職業・取引目的	ご用意いただくものはありません。（募集人等から確認）
法人のお客様	名称・本店または主たる事務所の所在地	○登記事項証明書、印鑑登録証明書 等
	事業内容	○登記事項証明書、定款 等
	実質的支配者※4	○実質的支配者の本人特定事項を確認（上記「個人のお客様欄にある本人特定事項」をご参照ください。）させていただきます。
	取引担当者の本人特定事項	○上記「個人のお客様」の場合と同じ。 ○取引担当者と登記された代表者が同一でない場合には、取引権限を有していることを確認できる書類（委任状等）

- ※1 有効期限のない公的証明書については、原則として、6か月以内に作成されたものに限りします。
- ※2 代理の方（親族を含む）によるお手続きの場合には、ご本人のための取引であること（委任状）や、ご本人との関係(配偶者や親等)を確認させていただきます。また、その方の本人確定事項を確認（上記の個人のお客様欄参照）させていただきます。
- ※3 納税証明書、社会保険料領収書、公共料金領収書等で住所の記載があるもの（領収日の押印または、発行年月日の記載があるもので、その日付が6か月以内のものに限りします。）
- ※4 4分の1を超える議決権（株式等）を保有することにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある方（複数人の場合は全員。ただし、他に2分の1を超える議決権（株式等）を保有する方がいる場合は、その方のみ）が該当します。なお、これらに該当する方がいない場合は、法人の代表者が実質的支配者となります。
- ※※ 過去に取引時確認をさせて頂いたお客様についても、改めて取引時確認をお願いする場合があります。また、お客様の資産や収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ※※ 取引時確認について、お客様が虚偽の申告を行った場合には、法律により処罰されることがあります。

制定 平成30年6月1日
まごころ少額短期保険株式会社